

無限に連なる 3LDK (75 m²) —— 選択肢の不可視化とソフトロー

木村草太

首都大学東京都市教養学部法学系准教授

2007年12月

無限に連なる 3LDK (75 m²) ——選択肢の不可視化とソフトロー

首都大学東京都市教養学部法学系准教授

東京大学 COE 特任准教授

木村 草太

緒言

いかなる行動にも前提というものがある。そして、その多くは、意識されない。

無意識的に前提にされた認識枠組みは、認識主体の選択肢を限定する作用を持つ。選択肢の限定は、人間の行動の規律の一種である。ここにある種のソフトローが見出されることになる。

本稿は、以下のような構成を採る。

第一節では、nLDK という住宅ビジネスにおけるソフトローの在り方が検討される。現在の住宅ビジネスにおいては nLDK と呼ばれる住宅デザインが支配的である。nLDK とは閉じられた核家族向けの住宅であり、nLDK が大量に供給されることの背後には、住宅メーカーが消費者は閉じられた核家族向けの住宅を需要しているとの想定と、その想定が一定程度有効であるとの社会状況がある。

第二節では、閉じられた核家族というソフトローに関する考察を行う。消費者の多くが閉じられた核家族向けの住宅を望むのはなぜか。この点、核家族を形成するという行動が、合理的な〈選択〉の結果だと説明することは説得的ではない。より説得的な説明は、〈選択〉の前提となる選択肢が、認識により限定されているとの説明である。

第三節では、認識枠組みの固定化による行動の統制について分析がなされる。無意識的に前提とされた認識枠組みは、行動の選択肢を限定し、我々の行動を強固に、かつ、無意識的に拘束する。

以上のような検討から、二種類のソフトローを区別することの意義が導かれる。ソフトローには、非ハードロー的・非国家的な強制・制裁・報奨などにより、意識された複数の選択肢に関する規律を行うものと、認識枠組みの固定化により無意識的に選択肢を限定することにより規律をもたらすものの二種類がある。

本稿の目的は、後者の認識枠組みによる選択肢の限定という一種のソフトローのあり方を析出するところにある。従って、nLDK や閉じられた核家族といったソフトローに対する——それを根絶すべきとかより広めるべしといった——価値的な提案を積極的に行うものではない。

一 nLDK

1 小住宅ばんざい

時は、1958年。「建築文化」誌に、八田利也¹という人物の論稿が掲載される。タイトルは、「小住宅ばんざい」²。

その主張の骨子はこうである。敷地面積 30 坪未満、建設予算坪 6 万円³の予算で作られる小住宅のデザインは、「 $L-B \times n$ 」という単純な要素しか持っていない。ここに言う L とはリビング、 B はベッドルーム、 n はベッドルームの数である。

八田は、こう主張し、小住宅において「設計の対象として問題すべきものは、もうほとんど残っていない」、しかし、今や「天と地の間に遮るものとしてないこの廃墟と田園に」小住宅作家の「うみだした住宅がえんえんと連なっている」のであり、「いまや小住宅ばんざい」である、と結論する。

ここに nLDK 批判の嚆矢が放たれた。

2 住宅デザインの現在

賃貸住宅のポストには、デリバリーピザのパフレットと住宅販売のチラシが投函されることが多い。しかし、賃貸住宅ポストにそれらを投函すべし、とする法律はない。ここに一つのソフトローが発見される。また、駅前には不動産屋があることが多い。不動産屋の窓には、その地域の住宅の見取り図が掲げられていることが多い。しかし、不動産屋に駅前出店や見取り図の掲示を命じる法律はない。ここにもまた一つのソフトローが発見される。これらのソフトロー⁴が存在するが故に、現在の住宅がどのようにデザインされているかを知ることは容易である。

現在の建築には、明確な傾向が見て取れる。すなわち、キッチンに付設した食道スペース（ダイニング）、その延長に共有スペース（リビング）、そして適当な数の個室。個室に

¹ 八田利也（やだとしや）とは、伊藤ていじ・磯崎新・川上秀光の三名が「小鬼」にとりつかれて共同執筆した文書のペンネームであり、ハッタリヤである（後掲『現代建築愚作論』補・八田利也論参照）。

² 八田利也『現代建築愚作論』（彰国社・1961年）に収録。時を経た磯崎新の回想として、磯崎新「住宅は建築か」磯崎新他『住宅の射程』（TOTO 出版・2006年）参照。

³ 1958年の物価は、米 10 キロ・970 円、映画チケット 150 円だと言うから、6 万円とは現在の価格にして 60 万円程度かと思われる。

⁴ この種の事実の繰り返しをソフトローと呼ぶことには違和感があるかもしれないが、藤田友敬「ビジネス分野におけるディファクト・スタンダードの形成とハードローとの相互作用」（ソフトロー研究第 9 号・2007 年）53 頁は、「『そうあるべきであると人々に信じられている』という「要素に着目して、『規範』と『単なる事実の繰り返し』を区別するのは」「現象の解明にとって本当に有効な視点なのか」と指摘する。本 COE プログラムの目的は「伝統的な実定法学で視野に入れられてこなかった現象を広く分析の俎上に上げようとする事」である（藤田友敬教授によるプログラムの解説・ソフトロー研究第 9 号 2 頁参照）。

は、住宅の外への出口はなく、ただ住宅の内部への扉があるのみ。住宅デザインは、収納の広さやサッシのグレードなどの細かな差異は多々あれど、どれもよく似ている。

複数の個室にLDKをプラスしてなされる住宅のデザイン。これは、大量に見いだされる人間の行動であり、反復される事実である。

建築には、消防法や建築基準法等の多様な法律上の要請がある。しかし、建築をかような形態において行うべしとする法律はなく、ここにnLDKという、建築におけるソフトローが見出される。平成も二十年を数えようというこの時代にあって、なお、八田利也の指摘したままの現実がある。

3 鉄の扉と核家族

過去にあった形態を単純に反復する。これは、あまりにも安易ではないか。住居に対する意識を持った建築家はnLDKというソフトローに対し、このような批判を浴びせることになる。では、nLDKではない住宅とは、どのような住宅なのか。nLDKの本質は、どこにあるのか。

nLDKの本質は、鉄の扉と、それにより家族を完結した一体として閉じ込めるところにある。山本理顕は、このように考えた⁵。

nLDKの特徴の一つは、各個室に外部への出口はなく、住居の内部（玄関へと続く廊下、LDKないしバルコニー）への扉だけがある、という点にある。個室の住民は、家族との共有スペースを媒介としてのみ外部とつながることが想定されている。これは、住居に住む人々に、一つの共同体——家族——としての形態を付与しつつ、その共同体を外部から独立させる。

そして、住居の住民と外部をつなぐ扉は、住居を外部に開くよりも、外部から徹底的に遮断する性質の扉——鉄の扉——となる。かくして、住居に住む者達——家族——は、外部から遮断された完結した一体であることが求められる。

nLDKとは、完結した一体としての家族を鉄の扉で外部から遮断する建築である。かようなnLDKの本質に関する鋭い分析を前提にすれば、nLDKでない建築を行うことが可能になる。すなわち、住居に住む人々が家族を介さず外部へと繋がる構造の確保、あるいは、鉄の扉ではない開かれた形の住居の闕を設けること、これである。

山本理顕は、このような思考を前提に、nLDKへの逆ギレという言葉すら連想してしまう建築を実現している。具体的に言えば、各個室がそれぞれ独自の玄関を持つ住居、あるいは、玄関の扉がガラスからなる住居である⁶。

⁵ 山本理顕「51Cのその後」鈴木成文他『「51C」家族を容れるハコの戦後と現在』（平凡社・2004年）。

⁶ 各個室に直接玄関を設けるという構想は、「岡山の住宅」から「保田窪団地」へと至る経緯に見ることができる（山本理顕「住居擬態論」『パブリック/プライベート』は空間概念である）同『新編住居論』平凡社・2004年参照）。鉄の扉で閉じない住居については、「東雲キャナルコート CODAN 一街区」において実現している（山本理顕「食寝一体・職住混

4 住宅メーカーの経済的選択？

八田利也や山本理顕のように nLDK の反復生産を批判する者は、決して少なくなかった。しかし、これまでも、また現在も、nLDK は建築の支配的な形態である。なぜ、nLDK というソフトローは、かくも強固なのか。

この問題に対する最も典型的な解答は、それが〈経済的〉つまり、〈よく売れるから〉というものであろう。住宅メーカーは、住宅市場における消費者の需要に反応しているだけである、というのがこの解答である。

ある問題に対する最も典型的な解答の大半がそうであるように、この解答は過度に単純であり、豊かな分析をもたらすものではない。しかし、考察の端緒を提供する。

5 消費者の需要

消費者の需要は、目に見えない。供給は、消費者が何を求めているかを供給者が想定するという作業を前提になされる作業である。

では、nLDK が大量供給されている住宅市場において、いかなる〈消費者の需要〉が想定されているのか。先ほどの山本理顕の分析が、有益な示唆を与える。その分析によれば、nLDK とは、住居に集住する家族を完結した一体として鉄の扉で閉じ込める建築である。

ここに言う nLDK に閉じ込められる家族とは、核家族である。このように考えれば、nLDK 住宅への需要として、想定された需要とはいかなるものか、容易に整理できる。以下に、住宅メーカーが想定していると思われる需要を描写してみたい。

複数人で共同生活を行おうとする消費者は、かつたるい大家族として住むことを好まず、夫婦二人とその子供からなる家族（核家族）として住むことを好む。そのため、住宅建築の大半は、50～100 平米という核家族に適したサイズ⁷になる。核家族は、家族という共同体であり、食事を共有し、集まって団欒をする存在である。このことから、食事を共有するために、キッチンの一つであること（K）、共同食堂（D）と団欒の場（L）を設けることが帰結する。また、核家族のメンバーは、常に空間を共有することを好まず、夫婦に一部屋、子供に各一部屋と個室を設けることも、また要求される。但し、各メンバーは、家族を通して外部とつながる存在であるため、各個室に外への出口はない。

これが、住宅メーカーの想定した nLDK への需要⁸である⁹。

在」同『建築の可能性、山本理顕的想像力』王国社・2006年参照。

山本理顕のこのような試みは、「ダイヤグラムの発動」（概念図表の適用）という手法によるものと評価されている。その手法の危険性の指摘を含め、小野田泰明「デザインされる空間」阿部潔・成実弘至『空間管理社会』（新曜社・2006年）参照。

⁷ もっとも、核家族向けの住宅がこのサイズになることについても、日本特有の事情があるようである。この点については、小嶋一浩「アトムの時代に」新建築 2004年6月号参照。

⁸ 核家族の子供達はいずれ独立する。従って、核家族の住宅はいずれ売却されることが想定される。住宅の個性は、将来の売却を困難にする。そのため、汎用的な nLDK モデルが好まれる。このような想定に基づく住宅ビジネスの現状に対しては、「nLDK がマッチする家族の実数は確実に減少しているし、トランザクショナルな価値を感知できる人びとは増加

二 閉じられた核家族

1 問題

nLDK が大量生産され、それが大量に消費されている現実には、上記のような住宅メーカーの想定が、多少なりとも——あるいは、極めて——有効であることを示唆する。言い換えれば、複数人での共同生活を求める消費者の大多数は、nLDK の想定する核家族の生活を求める、ないしそれを行おうとする者であるということである。あるいは、家族形成の場面における核家族という選択は、支配的な選択肢であるということもできる。

ではなぜ、家族形成において核家族という選択がなされ、それ以外の形態の家族生活——例えば、二世帯・三世帯からなる大家族や、多夫多妻の生活など——は選択されないのか。

2 永遠不変の自然

一つの解答は、核家族は永遠不変にして唯一の家族生活の形態であり、それ以外の形態は人間にとって「不自然」な家族形態である、というものである。しかし、このような解答に対する反論は容易である。

確かに、複数の世代からなる家族においては、メンバー間の価値観が調和しないことも多く、しばしばかったるい生活になるかもしれない。しかし他方で、子育てや老親介護といった作業に大家族が適していることも事実であり、核家族よりも大家族で住むことを好む者は決して少なくはない。

また、婚姻外性関係というものは、古代でも現代でも多数存在するのであり、その不在を前提にした閉じられた核家族の生活が「永遠不変にして唯一の家族生活の形態」であるとは言い難い。

核家族以外の家族形態にも、それぞれに長所と短所があり、それを選択する者が大多数を占めるという状況には、「自然的欲求」「自然」以外の何らかの要因があると考えるのが自然である¹⁰。

3 家族を形成する際の合理的選択？

次に考えられる解答は、核家族は経済的に合理的であり、合理性の観点からの〈選択〉

しているに違いない」と批判するものとして、小野田泰明「集合住宅ばんざい」新建築 2005 年 8 月号参照。

⁹ かような考察から判明するのは、単身者用住宅つまりワンルームマンションこそが、もともと成功したアンチ nLDK 建築であるという事実である。この点について、上野千鶴子・隈研吾「シングルの住居」（上野千鶴子『家族を容れるハコ 家族を超えるハコ』平凡社・2002 年）参照。

¹⁰ 穂積八束にとっては、核家族なるものは「我國固有の家制ニアラレサル歐州固有ノ家制」である（穂積八束「民法出テト忠孝亡フ」長尾龍一編『穂積八束集』信山社・2001 年）。

の帰結として核家族という形態が実現する、というものである。これには幾つかのバリエーションがあるが、その代表的なものとして、分業の効率とシグナリングによる説明について検討してみたい。

男性が家事労働を行い、女性が子育てと家事を担当する。分業は効率的である。また、男性一人の収入で支えられる人数は、妻と子供数人なので、結果的に、分業の最も効率的な形態としての核家族という形態がある。

かような解答には、次のような疑問を提示することができる。子育てや家事の作業の中には、大家族においてより効率的に遂行されるものがあるし——とりわけ出産前後の乳児のケアは、核家族においては困難であるため里帰り出産・乳幼児育児を選択する者は多い——、十分な収入がある男性／女性にとって、複数の女性／男性との間で並行的に複数の家庭生活を持つことも経済的に不合理な選択肢ではない。

核家族という形態が、最も合理的な選択肢であるという状況にある者も少なくはないだろうが、分業の効率性という観点のみでは、それが支配的となることを説明できない。

他方、いわゆるシグナリングによる説明は次のようなものである。核家族を形成することは、一夫多妻の生活を営むよりも、世間の人にならうな——この言葉にも色々理解の仕方があるが——人間であるとの印象を与え、営業・雇用・昇進・近所づきあいなどの点で有利になると考えるからこそ、多くの人々は核家族を形成する。

この説明は、行為者が〈核家族を形成すれば、まっとうな人物との印象を与えるだろう〉と予期していることを前提とするものであり、そのような予期がなぜ形成されるのかを説明するものではない。ある行為があるシグナルを発することへの予期がなぜ形成されたのかについての説明を伴わないシグナリングによる説明は、さほど豊かな説明とはならない¹¹。

さらに、これらの説明は、核家族以外の多様な——ほとんど無限の¹²——家族形成に関する選択肢の帰結を比較考量しているとの前提を置いた説明である。しかし、家族形成の場面において、そのような無限の選択肢における比較考量に基づく〈選択〉がなされている、との説明がどこまで説得的であるかは問題である。

4 無意識的な選択肢の限定

人間の行動を、合理性の観点からの〈選択〉として説明しようとする見解には、決定的に欠けている視点がある。すなわち、〈選択〉の前提への配慮¹³である。

¹¹ シグナリングによる説明とは何かを抽象的に解説したものとして、藤田友敬・松村敏弘「社会規範の法と経済」ソフトロー研究第1号・2005年参照。

¹² 塩沢由典『市場の秩序学』（ちくま学芸文庫・1998年）292頁以下は、人間行動を選択という概念により説明しようとする見解について、人間の計算能力の限界という観点から問題を指摘する。塩沢の指摘するように、選択を行うには、選択肢が選択可能な範囲に限定されている必要があるはずであり、人間の行動について選択という概念で説明できる事項は少ない。

¹³ その必要を説くものとして、飯田高『〈法と経済学〉の社会規範論』（勁草書房・2004年）第五章参照。

〈選択〉の帰結として説明し得る人間の行動においても、そこでは無意識に——選択と
は言い難い作用により——選択肢の幅が限定されている。例えば、我々が想定し得る家族
の形態は、核家族に加えせいぜい大家族に止まり、家族形態に関する〈選択〉はその極めて
限定された選択肢の中からはなされる作用である。そこでは、〈主人の愛人と核家族が同居
する形態〉だとか¹⁴、〈男性3人・女性5人のグループから形成され、8人がそれぞれ全員
と（同性愛関係を含めた）性関係を持つ家族形態〉といったものは、選択肢として想定さ
れておらず、意識にも上らないのが通常である。

人間の行動の可能性は無限に存在し、そのような意識に上らない選択肢は無数にある。
人間の〈選択〉は、そのような無限の選択肢を選択可能な数にまで限定する無意識的な作
用を前提にしてなされる¹⁵。

5 選択肢限定作用とソフトロー

我々の行動は、選択肢を選択可能な数にまで限定する無意識的な作用（以下、選択肢限
定作用）を前提になされる。このような考察は、選択肢限定作用により、我々の行動は一
—そして思考も——極めて強い制約と統制を受けている、ことを示唆する¹⁶。

選択肢として意識されない行動は、そもそもそれを行う可能性すら意識することすらで
きず、そのような行動を行うことはほとんど不可能である。これは、ある種のソフトロー
が、ハードローよりも遥かに強固な人間の行動の統制枠組みとして機能することを示して
いる。

ハードローが機能するのは、ある行動Aに連結する強制や制裁を恐れる者が、Aを〈選
択〉しようとしないうえ、ためである¹⁷。選択肢として想定された行動を抑制するのが、ハード
ローの機能である。他方、選択肢限定作用をもたらす枠組みは、ある行動を行う可能性に
対する意識すら消滅させ、その枠組みに従っているという意識すら与えずに、人間の行動
を統制する。そのような枠組みは、ハードローと区別されたソフトローの一種として把握
することが可能である。

我々の社会は、そのような意味でのソフトローの網の目を基盤として成立している。我々

¹⁴ 「愛人が同居する家」という建築もアンチ nLDK の形態の一つである。前掲山本『新編
住居論』37頁。

¹⁵ 長尾龍一『神と国家と人間と』（弘文堂・1992年）96頁は、「パヴロフの条件反射をモ
デルにしたアメリカ流の行動科学とか、心理学とかがあまり人間や人間社会の理解に有効
でないのは、制度という要素を無視しているから」だとする。「制度」——この言葉をどの
ように理解するかは問題であるが——のもたらす選択肢の限定作用に着目したとき、この
指摘は正鵠を得ているように思われる。太田勝造『法律』（東京大学出版会・2000年）第一
章「法システムの構造」を、この指摘を前提に読解することは有益である。

¹⁶ 橋爪大三郎は、このことを「〈言語ゲーム〉には、端的に言って〈外〉がない」と表現す
る（橋爪大三郎『言語ゲームと社会理論』勁草書房・1985年67頁）。

¹⁷ 権力体験について予期を媒介とした体験として説明する宮台真司『権力の予期理論』（勁
草書房・2004年）参照。

は、〈仕事場の壁一面にマヨネーズを塗ること〉、〈定食屋のテーブルの上に立つこと〉、〈道を歩くとき後ろ向きに歩くこと〉などの選択肢を意識することなく〈選択〉をしている。そのような〈異常な〉選択肢を選択肢として意識する者が多い社会は、我々の社会とは全く異なる社会となるであろう。

核家族が支配的であることは、選択肢限定作用の帰結である。

三 認識枠組みの固定化

1 認識論

では、選択肢限定作用は、何によってもたらされるのか。この問題に対する検討は、ソフトローという概念の深化のためにも重要であろう。

我々は認識の主体である。例えば、人が血を流しぐったりとしている像を感覚した場合、医学という認識枠組みを用いればそこには〈出血多量〉という認識が成立し、法学という認識枠組みを用いれば〈殺人〉という認識が成立する。感覚を認識枠組みによって整理したものが認識である¹⁸。

今の例では、認識主体による認識枠組みの〈選択〉という作業が行われているようにも思われる。つまり、同一の認識主体が、眼鏡を掛け替えるようにして、医学と法学という認識枠組みを選択し、認識を得ているように思われる。

しかし、〈人〉とか〈血〉といった認識も、特定の認識枠組みによりもたらされる認識である。そして、人体の像を〈人〉以外のものとして認識することは極めて困難である。人体の像を〈人〉、それに流れる液体の像を〈血〉だとするような、基本的な認識について、認識の瞬間に認識枠組みの〈選択〉が行われている、と考えることは困難である。

認識は、〈選択〉を観念しようのない認識枠組みを前提にしており、これが選択肢限定作用をもたらす。例えば、日本人にとって鯨は食材であるが、多くの欧米人は鯨を食すという選択肢を意識すらない。そのような意味での食材の限定は、我々の日常生活においても多数見出される。また、我々にとって、核家族を〈集住の形態〉と認識することは容易だが、友情により結びつけられた集団を〈集住の形態〉と看做すことは困難である。このように、我々の〈選択〉は、認識枠組みにより限定されている¹⁹。

そのような選択肢限定作用をもたらすような、意識化困難な認識枠組みを、固定化された認識枠組み、と呼ぶことにしたい。

¹⁸ 長尾龍一『法哲学批判』（信山社・1999年）256 - 7頁参照。

¹⁹ 長谷部恭男「比べようのないもの」同『比較不能な価値の迷路』（東京大学出版会・2000年）29頁は、「社会科学において問題となる認識には、誰の目から見ても同一となる認識だけではなく、主体のとる視点によって異なる像が描き出されるような、そうした認識も含まれる」と指摘する。

2 「3-1」=2 or さんねんいちくみ

では、認識枠組みはいかにして固定化されるのか。この問題の解答に到達するためには、この問題を裏返した問いである、固定化された認識枠組みはいかにして変容し得るか、という問いについて考察することが有益である。

固定化された認識枠組みは、通常、意識されない。しかし、自らの認識枠組みとは全く異質な認識枠組みによる認識を追体験することで、意識化される。認識枠組みの意識化は、認識枠組みの変容の重要な前提である。従って、認識枠組みの変容のためには、異質な認識枠組みを前提にした行動や表現に触れることが必要である。

例えば、「3-1」を3ひく1のことだと認識していた者は、「3-1」を三年一組の標識として認識する者の認識枠組みに触れることで、「3-1」には多様な認識の仕方があることを意識することができる。それにより、〈「3-1」→3ひく1〉とする認識枠組みは、〈「3-1」を3ひく1ないし三年一組のいずれか〉として認識する枠組みへと変容する²⁰。

かような考察を裏返せば、認識枠組みの固定化がいかにしてもたらされるか、が判明する。すなわち、ある特定の認識枠組み以外の認識の可能性が提示されない状況によって、認識枠組みの固定化がもたらされる。「3-1」を3ひく1として認識する者しかおらず、そのような認識を前提にした表現しか流通していない環境では、それ以外の認識の可能性は意識されず、〈「3-1」→3ひく1〉とする認識枠組みが固定化される。

我々が人体の像を〈人〉以外のものとして認識することが困難なのは、それ以外の認識をもたらず認識枠組みに由来する行動や表現に触れることが、我々の社会においてほとんどできないからである²¹。

3 認識枠組みの固定化

小説や論文等の文章、絵画、音楽などの表現は、表現者の認識枠組みの提示である。建築もまた、思想の表現である。特定の認識枠組みを前提にした表現や行動のみが支配的となり、それ以外のものが示されない状況は、その表現や行動の示すところの認識枠組みを固定化し、それ以外の枠組みからの世界認識を妨げることになる。

²⁰ 大澤真幸「意味と他者性」同『意味と他者性』（勁草書房・1994年）121頁は、次のように述べる。「…選択という事態は、第一次的には、他者の視点に対して存在している…。極端な違背者が見出されることがなく、諸行為が整合的に噛み合っている間は、われわれが選択をしているかもしれないということは、潜在化している（あるいは端的に、存在していない）。」

²¹ 瀬下博之「書評・飯田高『〈法と経済学〉の社会規範論』ソフトロー研究第1号2005年・155頁は、飯田前掲書に対し「『合理性』が『社会的意味づけ』を形成するという通常のプロセスが抜け落ちたため」「ある行為に対する『社会的意味づけ』が『どのような要因』によって形成・変化させられるのか」についての考察が不十分となっていると指摘する。

本文において論じてきたように、合理的選択の概念を前提とした分析手法には明白な限界が存在する。飯田前掲書は、「合理性」の概念が「抜け落ち」た分析を示したのものというより、むしろ、貧困な分析しかもたらずことのできない「合理性」の概念を〈排除〉した分析の可能性を提示した論稿である。従って、瀬下の書評は的を射たものとは言い難い。

提示された思想の表現は、そこに認識枠組みを提示する機能を持つと共に、その認識枠組みを固定化する作用を持つ。住宅設計において nLDK が支配的となる状況は、nLDK の示す認識枠組み、つまり、閉鎖的な核家族のみが家族形成の際の選択肢だとする認識枠組みを固定化する作用を営む。

nLDK の建築を行う、ということは、nLDK というソフトローに従った一つの行動であり、かつ、それは nLDK というソフトローを再生産するのである²²。

4 民法

このような考察は、nLDK を支えているものが、過去そして現在の多くの家族向け住宅建築が nLDK の形態を採ること、に限られないことを示唆している。

閉鎖的な核家族のみを家族形成の唯一の選択肢だとする認識枠組みを提示しているのは、nLDK の建築に限定されない。言うまでもなく、民法の親族・相続に関する規定は、閉鎖的な核家族という枠組みを提示している。無論、民法は閉鎖的な核家族の逸脱形態——例えば、多夫多妻——に制裁や強制を課すもの——ハードロー——ではない。しかし、民法が想定する家族は、閉鎖的な核家族である。そこに示された認識枠組みは、閉鎖的な核家族を唯一の——と言いついすぎだといふのであれば典型的な——選択肢だとする認識枠組みである。

核家族をモデルとする民法典や判例による民法解釈もまた、核家族というソフトローに新たな基盤を提供し、そのようなソフトローを再生産する²³。

5 核家族というソフトロー

我々が家族を形成する際に想定する選択肢は、極めて限定されている。そのような選択肢を限定する作用は、我々の認識枠組みによりもたらされる。そして、nLDK や民法典が——そして、テレビドラマ・小説・家庭向商品のビジネス等、閉鎖的な核家族の認識枠組みを提示する物はその他にも数多くある——その枠組みを固定化する。こうして、核家族という形態の選択は、ハードローにより誘導された選択でないにも拘らず、我々の社会で極

²² このことは、非 nLDK 的な建築もまた、それが置かれた状況においては住宅建築を強固に拘束する固定化された認識枠組みを生み出すことを示している。例えば、「打ち放し、螺旋階段、シースルーのバスルーム」を使えば先端的な住宅建築だとする認識枠組みは、既に固定化の段階に入っているのかもしれない。

この点を含めたデザイナーズマンションに関する考察として篠原聡子「デザイナーズマンションという戦略」（新建築 2006 年 8 月号）参照。

²³ とすれば、民法 900 条 4 号但書前段の非嫡出子の法定相続分の規定が「強行規定でないとはいえ、国家の法としての規範性をもち、非嫡出子についての法の基本的観念を表示している」とする最大決平成 7 年 7 月 5 日民集 49 卷 7 号 1789 頁に対する中島敏次郎他五名の裁判官による反対意見（民集 49 卷 7 号 1807 頁）の記述は、——それを法律論・憲法論としてどのように扱うかは検討を要する問題だとしても——極めて適切に問題点を指摘する記述だということになる。

めて多数観測される選択となる。これが、閉鎖的核家族というソフトローの存立基盤である。

そのようなソフトローの存在故に、住宅メーカーは無意識に住宅デザインの選択肢をnLDKに限定し、民法に関する解釈は閉鎖的核家族モデルを推奨するものの範囲で選択され、閉鎖的核家族という形態の選択が支配的となる。

結語

以上のような分析は、これまでなされてきたソフトロー研究の成果を体系的に整理するのにも有益である。本稿の分析は、意識された複数の選択肢のうちいかなる選択を行うか、に関する規律と、そもそもいかなる行動を選択肢として想定するか、に関する規律が異なる種類のものであることを示唆している。前者の規律は、強制・制裁・褒章といったエンフォースメントへの予期によるものであり、後者の規律は、前提とされた認識枠組みによるものである。本プロジェクトにおいて示されたソフトローの分析には、非ハードロー的なエンフォースメントに着目した分析²⁴と、ある種の認識枠組みの提示による認識枠組みの変容と固定化による規律に着目した分析²⁵がある。本稿の分析は、後者の意義を析出し、二つのソフトローの概念を提出する。

我々の〈選択〉は、認識枠組みにより限定されている。認識枠組みは、それを前提にした行動や表現に触れることにより固定化される。認識枠組みの提示と選択肢の限定による人の規律、これはソフトローの一種である。その種のソフトローは、ハードローによる規律以上の強力さを発揮することになる。

nLDKモデルが支配的なのは、いま述べたようなソフトローが存在するからである。かくして、無限と思えるほど広大な75平米の3LDK空間のつらなりが顕現するのである。

²⁴ 例えば、小塚荘一郎「業界団体による紛争の予防と解決」ソフトロー研究第8号・2007年や柏木昇「国際取引に関するソフト・ロー」ソフトロー研究第4号・2005年は、非ハードロー的・国家的な強制・制裁とは異なる、業界団体や国際団体におけるエンフォースメントに着目して分析を行っている。

²⁵ 例えば、荒木尚志「労働法におけるハードローソフトロー：努力義務規定を中心に」ソフトロー研究第9号・2007年を取り上げる努力義務規定は、国家による認識枠組みの提示であり、それによる認識枠組みの変容——それ故に、国家に対する思想の自由との関係が問題になり得るのだが——により新たな規律をもたらそうとする規定であると分析できる。